## 第1節 児童福祉

## 1.保育所

管内市町における保育児童数は4,292人であり、ここ数年は安定傾向にあるものの、保育所充足率は95.4%と、定員を満たさない状況が続いている。(市部 94.9%、郡部 97.4%)

年齢構成を見ると、4歳児以上が48.8%、3歳児30.2%、1~2歳児19.5%、0歳児1.5%の順となっている。

平成16年4月1日現在

± m 4	t-t = 1. *h		入 所	:	年齢を	別 内 訳	Į.	学龄前	<b>敢 供 灾</b>		呆 育 所
市町名	施設数		児 童 数	0 歳	1~2歳	3 歳	4歳以上	児 童 数 0 ~ 5歳		施設数	入 所 児 童 数
	箇所	人	人	人	人	人	人	人	%		
H14年度	46	4,390	4,159	64	763	1,405	1,927	12,966	33.9		
H15年度	47	4,440	4,186	70	772	1,304	2,040	12,764	34.8		
H16年度	47	4,500	4,289	66	835	1,294	2,094	12,621	35.7		
多度町	3	270	238	1	32	72	133	532	50.8		
長島町	3	195	224	3	68	54	99	924	21.1		
木曽岬町	2	130	108	-	16	44	48	329	39.5		
東員町	5	315	316	10	91	79	136	1,347	23.4		
郡部計	13	910	886	14	207	249	416	3,132	29.1		
桑名市	20	2,070	2,170	42	475	637	1,016	6,957	29.8		
いなべ市	14	1,520	1,236	10	154	410	662	2,532	60.0		

整備率 = 保育所定員 / 学齢前児童数 × 100

## 2.児童福祉施設(保育所を除く)

平成16年4月1日現在

					<del></del>
施設の種別	施	設	名	市町名	定員
助産施設	桑名市民病	院		桑名市	3
	いなべ総合	病院		いなべ市	1
母子生活支援施設	桑名市山崎	苑		桑名市	1 7
児童館	いなべ市大	安丹生川。	上児童館	いなべ市	
	いなべ市大	安梅戸北	児童館	いなべ市	
	いなべ市大	安中央児	童センタ-	- いなべ市	
	桑名市深谷	児童セン <sup>・</sup>	ター	桑名市	
	桑名市深谷	北児童セ	ンター	桑名市	
児童デイサービス事業施設	桑名市療育	センター		桑名市	3 0

## 3 . 相談状況

児童相談窓口は平成10年度に開設し、平成14年度からは「身近で総合的な相談機関」として、こどもの発達・障害・性格及び行動上の問題などさまざまなこどもに関する家族や学校などからの相談に応じている。

## (1)相談経路別件数

	合計	福祉 事務 所	児童 委員	市町 村·そ の他	児童 福祉 施設 等	警察	児家 支 を ター	家庭 裁判 所	保健所	医療機関	学校	教育 委員 会	等	家族· 親戚	近隣· 知人	児童 本人	その 他
養護	4	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
保健	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	_
肢体不自由	11	9	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
言語発達障害	98	43	-	24	4	-	-	-	-	-	-	-	-	27	-	-	-
視聴覚障害	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
重症心身障害	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	_
知的障害	149	33	-	14	2	-	1	-	-	-	7	-	-	90	-	-	2
自閉症	41	10	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	27	-	-	_
性格行動	45	11	-	8	1	-	1	-	-	1	5	-	-	17	-	-	1
不登校	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
適性	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
しつけ	1			-	-	-	-	-	-		1	-	-	1	1	-	_
合計	367	109	-	54	9	-	2	-	-	3	13	1	-	173	-	-	3
割合	99.9	29.7	-	14.7	2.5	-	0.5	-	-	0.8	3.5	0.3	-	47.1	-	-	0.8

## (2)市町村別相談件数

相談種別	合計	桑名市	いなべ市	多度町	長島町	木曾岬町	東員町	管 外
養護	4	1	2			_		
保健	1	1	_					
肢体不自由	11	9	1	_	1	_	_	_
言語発達障害	98	47	33	3	4	5	6	-
視聴覚障害	3	-	3	-	-	-	0	-
重症心身障害	5	3	1	-	-	-	1	-
知的障害	149	65	46	4	14	3	17	-
自閉症	41	20	11	3	4	-	3	-
性格行動	45	10	29	1	2	-	3	1
不登校	6	2	3	1	ı	1	1	ı
適性	4	3	-	-	-	-	-	-
しつけ	1	1	-	-	-	-	-	-
合計	367	162	129	11	26	8	31	-
割合	99.9	44.1	35.1	3.0	7.1	2.2	8.4	-

# 第2節 母子保健

## 1. 母子保健対策事業

## (1)未熟児訪問事業

母子保健法では、出生体重が 2 5 0 0 g 未満の乳児を低体重児としており、未熟児は生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすいことから、同法第 1 9 条により訪問指導を行い、必要な処置を行った。

	J > 7C <sub>0</sub>	管	桑		い な	べ市		多	長	木	東
		内 計	名 市	北 勢 町	員 弁 町	大 安 町	藤 原 町	度 町	島 町	曽 岬 町	町
	総数	166	99	6	4	15	5	7	5	7	18
平成	要訪問児(A)	46	31	-	1	4	2	1	1	3	3
12 年	(A)%	27.7	31.3	-	25.0	26.7	40.0	14.3	20.0	42.9	16.7
度	訪問実施件数(B)	56	43	-	1	2	2	-	2	2	4
	(B)%	33.7	43.4	ı	25.0	13.3	40.0	1	40.0	28.6	22.2
	総数	189	115	11	9	14	5	7	12	3	13
平成	要訪問児(A)	46	30	5	1	-	1	3	1	1	4
加 13 年	(A)%	24.3	26.0	45.4	11.1	-	20.0	42.8	8.3	33.3	30.7
度	訪問実施件数(B)	90	63	5	3	8	4	-	1	1	5
	(B)%	47.6	54.7	45.4	33.3	57.1	80.0	-	8.3	33.3	38.4
	総数	174	93	14	5	13	4	6	14	3	22
平成	要訪問児(A)	35	19	2	2	4	-	1	-	-	7
14 年	(A)%	20.1	20.4	14.3	40.0	30.8	-	16.6	-	-	31.8
度	訪問実施件数(B)	40	26	1	3	2	-	-	3	-	6
	(B)%	23.0	28.0	ı	60.0	15.4	1	1	21.4	1	27.3
	総数	164	101	8	4	11	2	9	12	4	13
平成	要訪問児(A)	30	13	4	-	5	-	-	-	1	7
15年	(A)%	183	12.9	50	-	45.5	-	-	-	25	53.8
度	訪問実施件数(B)	47	34	2	2	3	-	-	-	-	5
	(B)%	28.7	33.7	25	50	27.3	-	-	-	-	38.5

注:要訪問児 出生時体重が2000g以下の児 ()について A・Bは総数に対する比率 訪問実施件数は、実件数。

#### (2)健やか親子支援事業

#### 事業の目的

心身の発達に問題を抱える子ども及び養育問題を持つ保護者とその子どもに対して、必要とする支援内容を明確化にし、状況に応じた適切な助言・指導を行い、養育問題の負担軽減を図る。 また関係機関との調整を図ることにより、地域で安心して生活できるよう支援する。

#### 実施内容

#### (ア)面接相談

小児慢性特定疾患等の医療費給付申請時に面接を行い、保健師活動のPRを行うとともに家族の抱える問題点の把握を行った。相談は長期療養児・手術が必要な児の保護者からが多く、 特に小児慢性特定疾患・育成医療等の医療費の補助に関する内容のものが多かった。

また、育児全般の相談を受け付けているが、心身の発達に問題を抱える子どもを持つ保護者だけでなく、関係者からの相談も多い状況にある。そのため、不安等を持った保護者が多くの関係機関に相談でき、地域で孤立しないよう、今後も関係機関への支援を行っていきたい。

#### (イ)家庭訪問

従来から行っている未熟児訪問については、今後も管内市町や医療機関等の関係機関と連携 しながら行っていきたい。

また、児童相談に直接保健師が関わることで、心身の発達に問題を抱える子ども及び保護者に関わる機会が増えた。面接相談後等、個別フォローが必要であるケースへの支援の充実を今後も行っていきたい。

	妊産婦	乳児	幼児	未熟児	その他
実件数	1	5	6	4 7	3
延件数	1	1 4	7	7 7	7

#### (ウ)研修会・関係機関連絡会議

児童虐待への相談件数の増加と共に、養育に問題を持つ保護者からの相談への対応、関係機関との連携が一層必要とされてきている。そこで、子どもに関わる関係者を対象とした研修会を開催した。

虐待の早期発見・早期予防のために、個別ケースを通しての支援の方向性の検討を行い、今後も関係機関との連携を深めていきたい。

日時	場所	対象	講師・内容
15年 11月17日	長島町福 祉保健セ ンター	役場・保育所・学 校関係者、健康推 進員、民生員等	参加者:61人 講師:飛騨こども相談センター 堀 善一 氏 テーマ:上手な相談の受け方・話し方
16年 3月1日	桑名庁舎	相談業務にたず さわる者	参加者:20人 講師:名古屋市児童福祉センター 立松 照康 氏 テーマ:虐待に関わるもの者として必要な こと

#### 考察及び課題

個別のケースを通しての関係者との連携は深まりつつあるが、必要とされる支援に対して充分に対応できていない。また、関係者自身がケース・保護者への対応に困難を感じることも多いため、連携を深めるだけでなく、支援者がよりよい支援を行うための研修会の機会が必要である。

## 2. 母子医療対策事業

## (1)育成医療

身体障害児にとっては、早期発見・早期治療はきわめて重要である。このため、児童福祉法第20条により、18歳未満の児童で、このまま放置すれば将来日常生活にかなりの支障を残すと見られる障害を有しているが、手術をすることで確実な治療効果の期待できるものに対し、医療給付を行っている。

		総	肢	視	聴 機	音 機	先 障	段月	そ臓
			体	覚	覚 能	声能	天 害	臓	の障
			不	障	· 障	言 障	性	障	他害
			自	害	平害	語害	心	害	の
		計	由		衡		臓		内
平成	12年度	1 2 0	1 9	2 0	5	3 1	1 7	1	2 7
平成	13年度	1 0 2	1 4	1 5	4	3 0	1 4	1	2 4
平成	14年度	1 2 0	1 3	1 2	3	3 7	2 2	1	3 2
平成	15年度	1 2 1	1 6	1 6	7	2 8	2 0	2	3 2
平	桑名市	6 0	8	7	3	1 2	1 4	1	1 5
成	いなべ市	2 8	4	6	3	5	1	-	9
15	多度町	6	1	1	-	1	1	-	2
年度	長島町	1 0	2	1	-	3	2	-	2
内	木曽岬町	2	ı	ı	-	1	-	-	1
訳	東員町	1 5	1	1	1	6	2	1	3

## (2)養育医療

母子保健法第20条により、身体の発育が未熟のまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないため、入院養育が必要と認められる1歳未満の乳児に対し、医療給付を行っている。

	総	桑	١J	多	長	木	東
		名	な	度	島	曽	員
		市	ベ	町	町	岬	町
	計		市			町	
平成12年度	48	32	9	1	1	3	2
平成13年度	54	35	9	2	2	2	4
平成14年度	36	18	8	-	2	-	8
平成15年度	37	19	8	-	-	2	8

## (3)小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち特定疾患については、治療が長期にわたるため、医療費の負担が高額となる。 これを放置することは、児童の健全な育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研 究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の 負担軽減を図る。

疾	市 町 別 患 別	総計	桑名市	いなべ市	多度町	長島町	木曽岬町	東員町
3	平成12年度	174	92	33	8	15	8	18
3	平 成 13 年 度	159	83	33	5	13	7	18
3	平 成 14 年 度	174	94	36	6	13	6	19
3	平成15年度	194	113	36	7	13	5	20
	悪性新生物	54	28	13	1	3	1	8
	慢性腎疾患	18	11	3	1	2	1	1
15	ぜんそく	1	1	1	1	-	1	-
年	慢性心疾患	1	1	ı	-	-	ı	-
度内	内分泌疾患	89	53	16	5	4	3	8
訳	膠 原 病	4	2	1	-	-	1	-
	糖 尿 病	7	5	1	-	-	-	1
	先天性代謝異常	11	9	1	-	-	-	1
	血友病等血液疾患	9	3	1	4	-	1	1
	神経 ・ 筋疾患	-	-	-	-	-	-	-

## 第3節 母子及び寡婦福祉

## 1. 母子及び寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、扶養している児童 の福祉を増進するための資金の貸付にかかる事務を行っています。

(単位:件、千円)

	資 金 名						部		 桑	名市	L.	なべて		計		
		資:	金名	3		件数	<u> </u>		件数	<u>. ロード</u> 金 額	件数	金 金	<u>··</u> 額	件数	金額	
	1	4年	度			5	5,740		16	11,913	1122	312	нх	21	17,653	
		5年				8	5,892	_	14	10,403				22	16,295	
		事	<del>溪</del>	開	始	1	2,500		1	800				2	3,300	
		事	<u>業</u>	継	続	1	۵,000			000				~	0,000	
		修		WIT	学	2	1,602	2.	8	8,208				10	9,810	
母之		就	職	支	度	~	1,002	_	0	0,200				10	0,010	
福		生	1-94	<u> </u>	活				1	210				1	210	
祉	内	住			宅									_	210	
母子福祉資金貸付		転			宅	1	260	)						1	260	
貸	<b>-</b> □	医	療	介	護											
们	訳	就	学	支	度	4	1,530	)	4	1,185				8	2,715	
		結			婚					<u> </u>					,	
		修			業											
		技	能	習	得											
		特化	列児	童技	養											
	1	4年	度			1	500	)						1	500	
寡	1	5年	度			1	800	)						1	800	
婦		事	業	開	始											
祉	内	事	業	継	続	1	800	)						1	800	
寡婦福祉資金貸付		修			学											
盂貸		住			宅											
付	訳	結			婚											
		そ	0	D	他											

いなべ市は、平成15年12月1日以降の期間。

# 第4節 女性相談

## 1. 女性相談主訴別件数

平成14年度から婦人相談員を配置して、女性が抱えるいろいろな悩みや心配ごとなどの相談に応じている。

相談主訴	更 生 相 談	離 婚 相 談	男女相談	家庭相談	生活相談	も相談す	職業相談	健康相談	その他	計
1 4 年度	1	(16) 47	3	31	-	1	2	1	1	87
15年度	-	(90) 142	ı	(13) 21	Ī	1	1	1	1	(103) 164

( )は、夫などからの暴力に関する相談件数、内数